

令和8年

足立区選挙管理委員会
第10回定例会会議要録

- 1) 開会年月日 令和8年5月15日(金)
- 2) 会議時間 午前10時00分～午前10時45分
- 3) 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 4) 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 針 谷 幹 夫 |
| 委員長職務代理者 | 新 井 英 生 |
| 委 員 | 古 野 香 織 |
| 委 員 | 芦 川 武 雄 |
- 5) 事務局職員
- | | |
|---------|-----------|
| 事務局 長 | 依 田 保 之 介 |
| 管理係 長 | 伊 藤 寛 之 介 |
| 選挙係 長 | 綿 貫 昂 遼 |
| 管理係 主 査 | 半 田 崎 |
| 選挙係 主 査 | 平 |
- 6) 傍 聴 者 3名

7)会議要録

委員長 ただいまより、第10回足立区選挙管理委員会定例会を開催します。
はじめに、第23号議案「在外選挙人名簿の抹消および登録について」の説明をお願いします。

事務局長 資料の1ページをご覧くださいと存じます。
第23号議案「在外選挙人名簿の抹消および登録について」でございます。
当区の在外選挙人名簿登録者であった方で、国内の区市町村の住民基本台帳に登録され、4か月経過した方は、公選法第30条の11の規定に基づきまして、名簿から抹消するものであります。
また、選挙人から在外選挙人の登録申請があり、この登録を行うものであります。5月1日現在の登録者数が524、5月15日現在の登録者数が525、抹消登録については1ページ中段に記載の通りでございます。国別の詳細については2ページに記載がございますので、そちらをご確認いただければと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 この件について質疑はございますか。

(質疑なし)

委員長 それでは、第23号議案「在外選挙人名簿の抹消および登録について」に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でありますので決定されました。

委員長 次に、第24号議案「選挙人名簿登録者の抹消について」の説明を求めます。

事務局長 資料の3ページをご覧くださいと存じます。
第24号議案「選挙人名簿登録者の抹消について」でございます。
選挙人名簿登録者であった方が、死亡および他の区市町村に転出して4か月経過した場合は、公選法第28条の規定により名簿から抹消しなければならないこととなっており、抹消の手続きをするものであります。4月1

日現在の登録者数が５７２，０３３、５月１日現在の登録者数が５６６，５３９となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 この件に関する質疑ございますか。

(質疑なし)

委員長 第２４号議案「選挙人名簿登録者の抹消について」に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でありますので決定されました。

委員長 続きまして、報告第１９号「明るい選挙推進委員前期セミナー次第」の説明をお願いします。

事務局長 それでは５ページをご覧くださいと思います。

来週５月２０日に予定をしております明るい選挙推進委員の前期セミナーについてのご相談でございます。

１４時半開始で、針谷委員長が別の公務がありますので、開会のご挨拶を新井先生にお願いしたいと思っております。

次に、委員の先生方と事務局職員の係長級以上の紹介をさせていただきます。

続いて、委嘱状の交付を行います。今回は全員入れ替えのため、１名の方に代表で受領していただきます。

その後、１０年従事していただいた方を対象に、永年功労表彰式を行います。こちらについては７名全員にお渡しをしたいと思っております。

一旦休憩を挟ませていただき、足立区の投票率、主権者教育事業、明るい選挙推進委員の役割と取り組みについてパワーポイントで説明します。

閉会の挨拶につきましては、古野先生にお願いをしたいと思っております。

最後に事務連絡を行い、終わりがだいたい１６時頃という予定をしております。

当日のパワーポイントの内容についてもご説明をさせていただきます。

まず、足立区の投票率の現状についてご説明をさせていただいて、特にこの地域の投票率が良いのか悪いのかお示しをしていきたいと思っています。

足立区の抱える課題と主権者教育というところにつきましては、現状、学校での取り組みをしておりますので、授業の風景などに少し触れていきます。

9ページからは、明るい選挙推進委員の役割をご説明させていただいて、8年度やってほしいことについて触れていきたいと思っています。セミナーと推進大会がありますというところと、それから、区民まつりや文教大学の学園祭に、推進委員の方々が来ていただけないでしょうかというご案内をしたいと思っています。

それから、13ページ、来年4月から6月に区議会議員選挙・区長選挙があり、2月頃からその啓発の取り組みを街頭で行いたいと思っていますので、そちらの参加もお願いをしたいと思っています。

14ページですが、管理者さんと立会人さんが不足している傾向にあるので、ご協力をお願いしますというところと、公平な立場で行ってくださいというところをご説明します。

15ページですが、ポスター掲示板が破損しているとか、釘が飛び出て危ないとか、そういったものを見つけた時は事務局の方へご連絡をお願いしますということ、また、イベントやPRへの積極的な参加をお願いしますということをご説明させていただきます。

最後のページですけれども、日頃から周囲の方に、選挙に興味を持っていたりするような話題の提供をお願いしますというお話と、町会・自治会等で、選挙の啓発活動を実施していただける場合は、啓発物品、講師をご用意しますので、選挙管理委員会事務局までご連絡をお願いしますというところをご説明します。

委員長 これについて何かありますか。

職務代理者 推進委員の定数は何人ですか。また、選出については、どのように行っていますか。

管理係長 定数は125名でございます。現在1人欠けていまして、124名の方が今回登録しております。

選出方法ですが、各区民事務所に推薦の依頼をいたしまして、区民事務所の管轄の中で、各町会に区民事務所から依頼をさせていただいております。

基本的には、各町会役員、会長も含めてですけれども、地域のつながりのある方を推薦していただいております。

職務代理者 区民事務所から依頼してしっかり選出ができていますか。例えば、住所が偏っていたりしないですか。

管理係長 住所というよりも、やはり町会の中で責任のある方となると、役職のついている方が例年やっていただくことが多いというのはあります。

委員長 年数は長期になってしまうのですか。

管理係長 25年表彰もあるんですけれども、最近はいらっしゃらないです。今回、10年の方が7名ですので、2年任期だとしたら、5回やっていただいています。7名ですので、皆さんが10年もやられるわけではないです。

職務代理者 待遇は報酬ですか。

管理係長 年額7000円の報酬です。

職務代理者 啓発活動に参加しても、別途お金はでないのですか。

管理係長 はい。年額の7000円に含まれています。

事務局長 明るい選挙推進委員の皆様におかれましては、1年間7000円という金額なので、セミナーへの参加や、街頭活動、啓発にすべてご協力いただくと、日当で換算すればかなり安くなっていきます。ただあまり参加しない方だと7000円っていうのが、額として高額になってしまうかもしれないので、先ほど言ったように、今まで区民まつりなどのイベントは区の職員で行っていたのですが、推進委員の方々にもご協力いただくような機会を増やしていこうと考えています。

先日、他の自治体と、明るい選挙推進委員の方々との連携をどうやっているのか意見交換もしましたので、我々もこの分野については強化をしていきたいと思っています。

職務代理者 推進委員は、選挙の時の立会人や管理者に重複している率は高いのですか。

管理係長 はい。期日前の立会人の1名を、原則、推進委員の方から選出いただいています。

事務局長 立会人さんが急遽キャンセルするケースもありますので、そうすると推進委員の方々の中でやっていただけた方をお願いしています。そういったご負担はおかけしている状況です。

古野委員 推進委員の皆さんは、町会経由でしか応募ができないという状況になっていますか。

事務局長 応募ではなく、推薦を依頼しているという言い方になりますので、一般に門戸を開いていないのが現状です。

古野委員 規定でそうなっているのですか。

事務局長 取り決めているかは確認しますが、本来の役割として、町の中でいろいろな方に、選挙について啓発をしていただきたいということで出発している制度になっていますので、そのような形で行っています。

古野委員 去年、啓発活動した時に、若い20歳ぐらいの子が来てくれて、ずっとこういうことに関心があって、立会人を1回したことによって、立会人経由で案内が来たので参加したと言っていました。

やはり若い人の投票率が低いので、町全体で啓発活動をしていくことはもちろん大事ですけど、若い人から啓発をするというチャネルを作ったほうがいいと思っています。

推進委員の皆様は、いろいろなお声がけを各町会中心にさせていただいているかと思うんですけども、私が見る限りは若い方はほとんどいらっしやらないような印象を受けていて。

その定員が決まっていて、町会から推薦してくださいという枠組みがあるのはいいんですけども、若者版の推進委員のような形で自分の地区や大学の友達に声かけをすることができれば、町会中心でやることはまた別に、若い人にアプローチできるやり方になるんじゃないかなと思いました。そのような形で何かできないのか今後検討できますか。

事務局長 明るい選挙推進委員の制度は、先々検討していく必要があると思います

が、推進委員の中に学生さんを混ぜるということではなく、自分が知っている範囲だと静岡県が、推進委員のような学生さんだけのグループを作ってやっているというのを見たことがありますので、学生さんでやりたい人たちのグループを作っていくという考え方はありだとは思っています。

どんな形がいいのかは分かりませんが、昨年度だと、文教大学の学生さんが学園祭の時にうちのブースも手伝ってくれて、自分たちのアンケート調査も学園祭の中でやってくれたりもしているので、そういう学生たちと連携をするということはよいと思います。

ただ、1回作った仕組みは、それがずっと何年かは続いてくれないと困るので、そういう仕組みが作れるのかというところが少し懸念材料としてありますけど、そういう学生さんがいればもちろん連携していくべきだと思いますので、それは随時検討が必要だと思っています。

古野委員

ありがとうございます。ぜひ前向きに検討したいなと思ってしまして、何かの委員として活動した実績が書けるというのは、彼らのためにもなると思います。大学と区がつながりを持ち続けられるというメリットもあると思います。

もう1点が、過去に主権者教育の授業で、地域の方が見ることができる授業の枠組みの中で推進委員の方が来てくださっていたように記憶をしていますが、今年度も、たくさん学校で行うと思うんですけど、推進委員の方も参加いただくようなタイミングはつくれるのでしょうか。

事務局長

事務局の中でも検討の俎上に上がってないことはないのですが、出前授業の時に推進委員さんに来ていただいて、何かをやってもらうのか、ただ見学いただくのか、どういうやり方がいいのかなど、具体的なやり方はもう少し時間かけて検討したいという状況です。

昨今の学校の安全管理の考え方ですと、学校に不特定多数の人が入るとすれば、それはそれでセキュリティの問題で、当然現場サイド、学校サイドは気にすると思います。

例えば模擬投票の立会人さんとして推進委員さんが来ていただく案は出ているんですけど、それが推進委員さんにとっていいのか、学校側にとっていいのかなど、いろいろなことを考え、保留となっています。

古野委員

こういった主権者教育にかなり力を入れているのは足立区の1つの売りではあると思います。これだけ推進委員の方をしっかりと採用して、小中高で授業をたくさんやっていて、他の自治体からも、足立区がすごく頑張ってや

っているという話を結構聞くので。

主権者教育に力を入れているということ、働きかけを若い人に行っているということ、推進委員さんにも見ていただくのが大事なかなと思いました。安全管理の部分もあると思うんですけど、そういった活動に力を入れていただくという意味で、ご検討いただければと思います。

事務局長 ネットを見た限りですが、一部の自治体だと推進委員さんが出前授業をやっているところもあるので、どこまでを目指すのかというところは一回整理しないといけないとは思っています。

委員長 先ほど、区民事務所から町会に推進委員を依頼するということでしたけど、推進委員について要綱はあるんですよね。

管理係長 推進協議会の規程はございます。ただ、その中で、その推薦方法が区民事務所経由で必ず上げなければいけないというのは、確かに書いてなかったかと思っています。

委員長 私も古野委員と割と近い意見なのですが、普通、審議会など行う場合はもちろん区から推薦する人もいるし、議会からもいます。それから公募もいます。区民事務所に依頼して推薦してもらうというやり方だと、完全に町会が主導になってしまいます。

町会で「私がやりたい」って言った人がいたけれど、「あれはもう決まってるからダメだよ」と言われたということもあったみたいなので、やはりそういう古い体質が見えるようなものについて改善していくという点では、しっかり要綱にするとか、どういう選出方法にするかという規定を作っておいたほうがいいと思いました。若い人を呼ぶにしても、公募とか、若い層の人の枠を作っておけば、そういう従来の古い関係は崩れると思うので、そこは検討していただければと思います。

事務局長 確かに今、委員長がおっしゃったように、町会の中で、やりたい、やりたくない、やらせる、やらせないとあるのは当然聞いています。ただ、「期日前の立会人を全部やりたいんですけど」って売り込みの方もいて、お金を稼ぎたいのが本音だと言っています。

だから、門戸を広げるイコール、そういうお金稼ぎのためにという方も出てくるということを念頭に置くと、お金の額と内容にバランスが取れていますかとか、手が本当に挙げられますかとか、そういったところも含めて、

検討はさせていただきたいと思っています。

職務代理者 結局、区民事務所に任せて、区民事務所は町会に任せるしかないわけだから、そうなると有能な人材が埋もれてしまうと思います。

委員長 そうですね、投票率を上げるという課題で、何が必要なのかよく検討していただきたいと思っています。

委員長 それでは、報告第20号「会議等の日程について」の説明をお願いします。

管理係長 それでは、6ページをご覧ください。

5月20日でございますが、先ほど局長からもありましたが、午後2時半から明るい選挙推進委員前期セミナーがございます。10分前の2時20分に委員長室集合でお願いします。

また、同日午後3時から全選連東京支部定期総会がございますので、委員長、よろしくお願いします。

続きまして、6月1日、午前10時から第11回定例会がございます。

続いて、6月4日、午後1時から全選連東京支部の定期総会が文京区でございます。

次に、6月5日、午前9時半から、全選連の事務研究会が北とぴあでございます。

続いて、6月15日、10時から第12回の定例会がございます。

以上です。

委員長 では、その他についてお願いします。

事務局長 お手元にお配りしましたけれども、5月13日、葛飾区がプレスリリースいたしまして、「区議会議員選挙にかかる当選無効に関する決定について」ということで、昨年11月に施行されました葛飾区議会議員選挙で、当選を無効とする決定をしたということでした。

判断理由の要点として最後のところに記載されていますけれども、「特に令和7年8月9日～8月15日頃は、実家で生活の多くを営んでいたと推察され、本件住所地が『一般的生活、全生活の中心』であったとは認め難いと結論づけました」ということで、当選した方が3か月居住要件を満たしていないという内容です。8月9日から11月9日が3か月要件の対象ですが、この冒頭の8月9日からの1週間が、居住要件を満たさないとい

うことで決定をしました。

この後ですけれども、無効とされた方が不服申し立てを東京都選管にするかしないかと、東京都が無効とした場合に、東京高裁に出すか出さないか、というような形で流れていきます。

事務局長

それから、その他の案件といたしまして、今日は2つご議論をいただきたいと思っております。

決定をしていただきたいということではありませんので、ご議論いただければと思っておりますが、3月に開催されました予算特別委員会での、市川議員からのご意見をご検討いただきたいと思っております。

1つ目につきましては「候補者の学歴証明書の提出について」でございます。

「選挙公報について、記載内容については原則自由であり、学歴や職歴の掲載内容について選挙管理委員会で確認する義務を負っていない」というのは事実で、選挙公報は書かれたものをそのまま掲載します。

静岡県伊東市の事例で、大学卒業という部分で伊東市長が指摘されていますが、「公職選挙法の範囲内で任意で学歴証明書の提出を立候補予定者説明会で依頼して、出してもらってはどうか」ということです。

2点目としましては、同じ市川議員の方から、「超長期債のような高リスク資産の購入について、誰が判断したのか、どのようなリスク管理だったのか、誰がそのタイミングで購入したのか、組織としてどう総括しているのか、説明責任が曖昧なことは残念に思う。これは、政治資金規正法の構造上の問題だとは思いますが、区として東京都の方に、政治資金規正法の法改正の要望を提言すべきだと思う。まずは政党や政治団体を保有する有価証券の時価評価の義務化をすべきと思うがどうか」ということです。

この政治資金の管理の方は東京都選管でやっておりますので、足立区の選管では書類は扱っておりません。

1番については、足立区の選管としてどう考えるか。2番は、足立区の選管として、東京都選管の方に、要望提言をすべきかどうかというところになっています。

まず、1番についてご意見いただきたいと思います。

職務代理者

公選法にこういう規定はないわけですね。

であれば、他の自治体でも前例はないのでしょうか、近頃いろいろあって心配しているのはわかりますが、新たに負担が増えて候補者に対して気の毒な気がします。

やはり学歴詐称するなんてとんでもない話ですので、後でばれることで
すし、あえて足立区でそこまで求める必要ないんじゃないかと私は思っ
ています。

委員長 しかも、「任意で」という言い方は、極めて曖昧なもので、選挙管理委員
会は求めるべきではないと私は思います。

芦川委員 一部の政党では、党で全部確認します。

古野委員 任意にしてしまうと、本当に詐称しようとする方は、出さないというふう
な気もしたので、このルールを敷くことが、学歴詐称を減らしたいという目
的に対してどのくらい有効な手段なのか、少し疑問です。

これはそもそも選挙管理委員会が管轄すべきことなのでしょうか。政党
で確認というお話もありますけど。

事務局長 政党所属ではない人もいますので、求めるということにするのであれば、
選管で扱うしかありません。

職務代理者 学歴証明書は各大学一律の様式ではないから、嘘かどうか選管で判断で
きないと思います。

古野委員 そこに我々の責任が新たに発生してしまい、リスクに繋がると思います。
それが本当の証明書なのか、逐一全部の大学に確認しないといけなくなる
のかなと思います。

委員長 大学によっても出すものが違いますよね。法律に書いてあるならともか
く、ないならば、それを一地方自治体が決めるのはいかがなものかという気
がしますね。

憲法上、学歴をチェックするのが果たしてよいのか。そういった意味で公
選法に書いてないのではないかと私は推測しています。

事務局長 選挙公報自体は、我々はノーチェックであり、ポスターもノーチェックで
す。そこに何が書いてあろうが、公序良俗に反しない限りは認められます。

例えばですけど、今大学は比較的早く証明を出してくれると言われてい
ますが、高校、中学校などがすぐに出るのか出ないのかというところは、
我々は確認していませんので、これを足立区独自で義務化にすると、そこで

立候補がしづらくなってしまうという指摘は出てくる可能性はあります。

委員長 わかりました。それでは求めるべきではないという結論で。

事務局長 それでは、２番目の政治資金規正法についてはいかがでしょう。

委員長 この件は、ここで議論する話ではないと思います。

事務局長 わかりました。

委員長 その他はよろしいですか。それでは、ただいまをもちまして、第１０回定例会を閉会します。ありがとうございました。

終了時刻 午前１０時４５分